

## 柴田学園大学動物実験に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針（平成18年文部科学省告示第71号）」を遵守して、柴田学園大学（以下本学と言う）は、必要に応じ、動物実験（以下実験と言う）を計画するとともに、倫理的かつ科学的に適正な実験を行って研究の促進を図ることを目指すものとする。

(動物実験委員会の設置及び組織等)

第2条 本学における動物実験を適正に行うために、動物実験委員会（以下、委員会と言う）を置く。

- 2 委員会は3名の委員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、学長が委員長を指名する。
- 4 委員長は、3名以上の委員候補者を挙げ、教授会の承認を得て委員会を組織する。
- 5 委員長は、委員会を招集して、動物実験計画の承認、実験施設の承認並びに実験実施状況及び実験結果等に関する報告書を作成して、学長に提出するものとする。

(教育訓練の実施)

第3条 学長は委員長とともに、動物実験実施者等に対して、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するため、必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者等の資質向上を図るために、必要な措置を講ずることとする。

(動物実験計画の立案等)

第4条 動物実験計画の立案及び実施に当たっては、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 実験者は、動物実験の範囲を最小限にとどめるために、適正な試用動物の選択及び実験方法等を綿密に検討しなければならない。
- (2) 実験者は、実験計画審査願を委員会に提出し、その審査を受けなければならない。
- (3) 実験者は、委員会の承認を得た上、学長の最終承認を得なければ、実験を開始することはできない。

(実験動物の飼育管理等)

第5条 実験動物の飼育管理等については、環境省告示第88号「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するものとする。

(実験終了後の処置等)

第6条 実験終了後の処置については、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 実験者は、実験等終了後、動物実験実施結果等を学長及び委員会に報告しなければならない。

- (2) 学長は報告内容を検討し、必要に応じて適正な動物実験実施の改善向上措置を講ずることとする。
- (3) 実験者は、動物の死体、糞尿、悪臭等によって、ヒトの健康及び生活環境が損なわれないよう努めなければならない。
- (4) 動物の死体・血液及びそれらが付着した実験廃棄物等は、専門業者に委託して廃棄しなければならない。

(研究成果の公表)

第7条 動物実験による研究成果は、学内はもとより学外に対しても論文、学会活動、講演等によって発表し、第三者からの評価を得るものとする。

附則 この規則は、平成23年9月8日から施行する。但し、平成23年5月1日に遡って適用する。

附則 この規則は、平成28年4月1日に遡及して施行し、施行日以後行われる研究から適用する。

附則 この規則は、令和2年4月10日から施行する。

附則 この規則は、大学名の変更により令和3年4月1日から施行する。